

弊社の運輸安全マネジメントに関する取り組み

弊社におきましては、運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全社員が一丸となって安全を確保するために、次のとおり取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長及び運輸部担当、または運輸部業務に従事する役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、現場における安全に関する声を真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すこと、及び全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、又は予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標

・【別紙A】「平成23年度輸送の安全に関する目標と計画(教育・研修計画含む)」の目標のとおりです。

4. 輸送の安全に関する計画並びに教育・研修

・【別紙A】「平成23年度輸送の安全に関する目標と計画(教育・研修計画含む)」の計画のとおりです。

目標達成のための教育指導を徹底してまいります。

5. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

・【別紙A】「平成23年度輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」のとおりです。

6. 運輸安全マネジメントに関する平成22年度実施・実績内容について

弊社では、運輸安全マネジメントの導入に伴い輸送の安全を確保するため、全社員一丸となって取り組み中ですが、平成22年度の実施・実績内容を次のとおり公表いたします。

平成22年度「輸送の安全に関する目標と計画」における実施・実績内容
【別紙B】の「平成22年度実施・実績報告書」のとおりです。

平成22年度「輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」における実施・
実績内容

【別紙B】の「平成22年度実施・実績報告書」のとおりです。

事故に関する当社の発生状況（3営業所(受託営業所含む)）

イ. 事故発生件数 平成22年度実績 33件

ロ. 有責事故件数 平成22年度実績 16件

7. 弊社の「安全管理規程」は、【別紙1】のとおりです。

8. 安全統括管理者に係る情報

・安全統括管理者 中川憲明

安 全 管 理 規 程

平成19年4月1日実施

江若交通株式会社

安全管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という)は、道路運送法(以下「法」という)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員(以下「運輸部担当役員」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2. 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3. 管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、管理を委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は可能な範囲において、管理を委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所長を統括し、指導監督を行う。
 3. 各営業(支)所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所を統括し、指導監督を行う。
 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在の場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転手等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

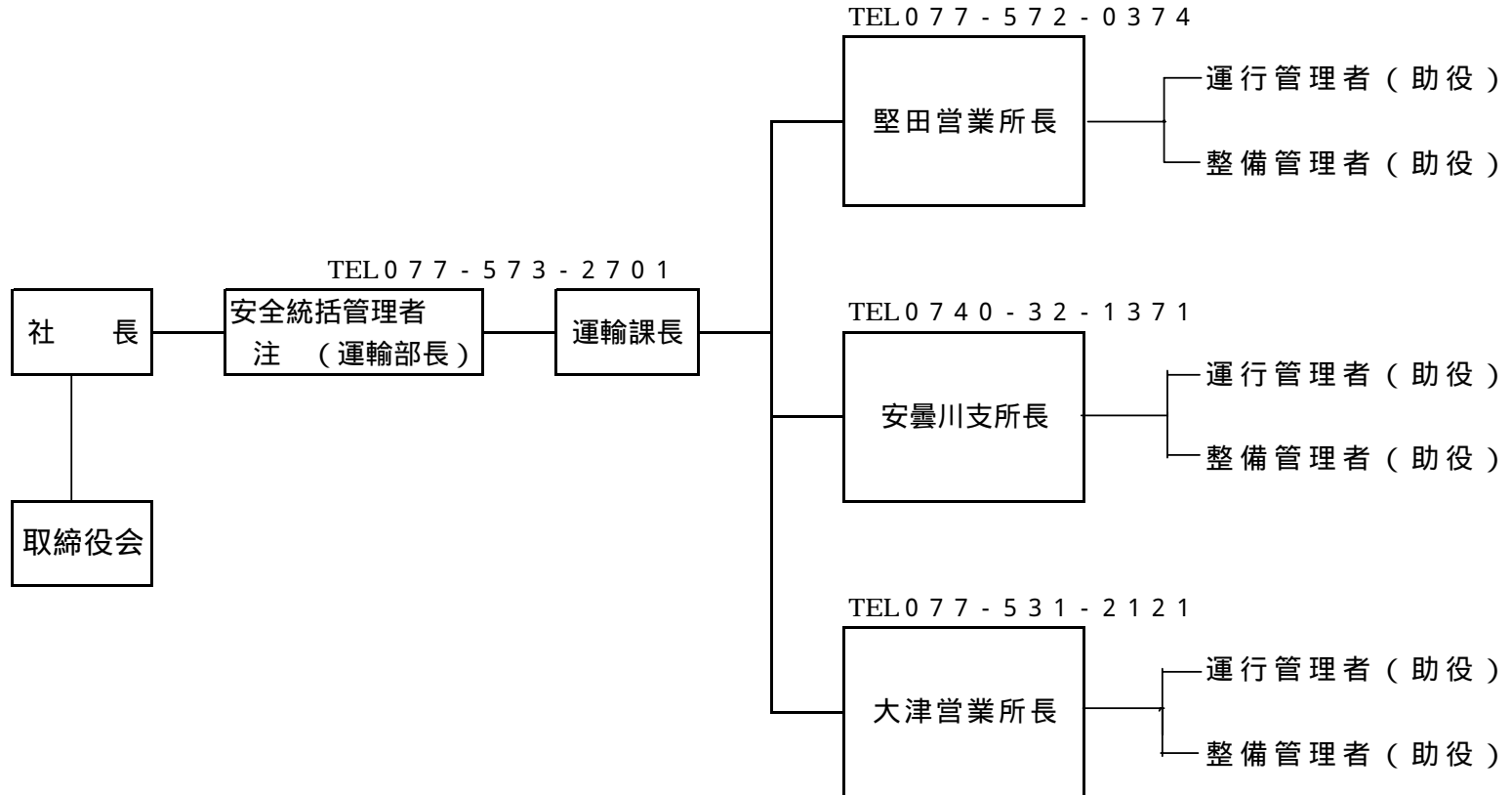
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

付則

- ・この規程は、平成19年4月1日より実施する。

「 輸 送 安 全 管 理 体 制 」

平成 23 年 4 月 1 日

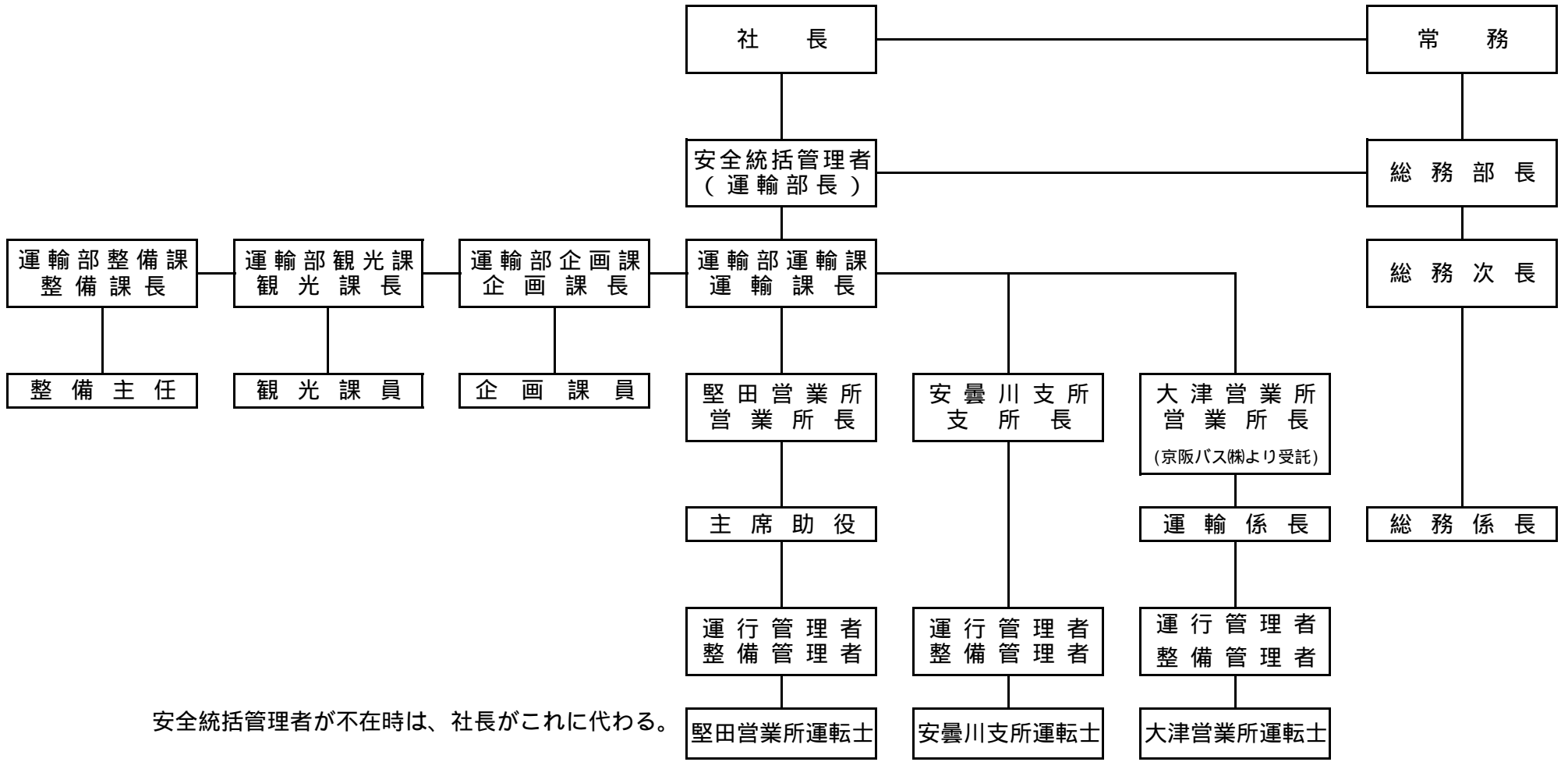


注 運輸部長不在の場合は、社長がこれに代わる。

注 非常時の呼び出しについては、「非常事態発生時指示連絡系統」による。

組織体制及び指導命令系統の組織図
(安全管理規定第8条4項関係)

平成23年7月1日
江若交通(株)



安全統括管理者が不在時は、社長がこれに代わる。

平成23年度(H23年4月～H24年3月)

スローガン 一呼吸・ゆとりある運転で事故はゼロ

○ 輸送の安全に関する目標と計画(教育・研修計画含む)

【別紙A】

重点目標	計画・方策	実施時期	予算(概算)	備考
1. 連続無事故記録(重大事故)の継続	① ヒヤリハット運動の展開により、安全意識の向上に努める	年間を通じて		ヒヤリハット体験を聞き取りドライブレコーダーによる映像の活用
	② 管理・監督職による添乗	交通安全期間中他		春・夏・秋・年末年始
	③ ナ斯巴事故防止対策支援コンサルティング受講(堅田営業所)	H23年12月	80万円	グループ毎による安全運転意識の向上
2. 有責事故件数の削減	① 平成22年度有責事故発生件数(16件)の4件削減、 22年度全事故件数35件中、有責事故16件(大津支所4件含む) 単独事故8件を6件に削減させる 大津営業所、バイク・自転車事故2件をゼロに削減させる	年間を通じて		目標項目を作成し、点呼執行時に確認させる 22年度事故惹起乗務員への添乗等指導強化 基本操作及び左右後方の安全確認の徹底
3. アイドリングストップの徹底	① ISOによる啓蒙教育を通じて、公共交通機関に従事する責務を認識させる。 対前年1ℓあたり1%向上(33m)	年間を通じて		出庫点呼時等及び4月、7月、9月、12月のグループ教習時 新規採用運転士教習時
4. お客様の視点に立った接遇の実施	① 接遇教育を通じて、安全輸送の重要性を認識させる	H24年1月		バス協会主催の研修会に参加 4月、7月、9月、12月、のグループ教習時
	② 外部講師(コンサル)による安全輸送の講習(全員)	H24年1月	8万円	本社会議室で全員参加(4日間8回開催)
5. 飲酒運転・酒気帯び運転の発生防止	① アルコール検知器の適正な運用(23年3月新機種導入)	年間を通じて		出勤時及び出入庫時の点呼執行時
	② 乗務員の家族への協力依頼	H23年7月・12月	5万円	各家庭へ夏期に入る前及び年末に自宅に郵送
	③ 家庭用簡易アルコール検知器支給	新規採用者入社日	10万円	全員に貸与
6. 健康に起因する事故の発生防止	① 健康診断結果に基づく、要注意・観察者の日常観察の徹底	年間を通じて		対面点呼時確認
	② 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査の実施	H23年10月、11月、12月	10万円	※ 2500円×40人
	③ 職場安全衛生委員会の活用	毎月1回		・ミネラルウォーター設置(7月～9月) ・アリナミンEX支給(7月)
7. 安全運行に関する教育	① 管理者教習	年1回		運行管理者一般講習受講
	② 助役研修・乗務員教習	交通安全期間中		4月、7月、9月、12月、のグループ研修時
	新規採用運転士教習	年間を通じて		1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月経過時個人カウンセリング実施
	全乗務員に重点目標の教育	年間を通じて		4月、7月、9月、12月、のグループ教習時
	③ モニター制度導入	H23年10月より		お客様の意見、要望を聞き随時教習
	④ 適性診断(ナスバネット利用)	新規採用、3年経過運転士		3年経過運転士は自社にて適性診断を実施(個人カウンセリング)
	⑤ ドライブレコーダーの活用(28両搭載) ドライブレコーダー10台購入	年間を通じて	200万円	常時録画による運転意識向上(事故、トラブル時の原因究明) ヒヤリハットの聞き取りによる映像の活用
⑥ クレペリン検査	年間を通じて		入社時及び事故惹起者	
⑦ 訓練	H23年度		非常事態発生時の訓練実施	
8. 重点実施項目	① 左右確認の励行 ② 報告・連絡は速やかに ③ かも知れない運転の実践	年間を通じて		点呼執行時・点呼執行場所に掲載

○ 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

方 法	内 容	実 施 時 期	備 考
1. 課長会	全役員及び、管理職が前週分の事故・他社の重大事故発生時に分析と意見交換を行う。	毎週 1 回 ・ 随 時	本社会議室
2. 業務連絡会	全役員管理職に加え係長、営業(支)所長、助役、整備管理者が参加し、安全輸送に対する取り組み等を協議する	毎月 1 回	本社会議室
3. 助役会・各営業所会議	所長、助役が参加し、事故防止、事故分析を行い再発防止の徹底を協議する	助 役 会 年 6 回 営 業(支)所 会 議 年 12 回	業務連絡会終了後に開催する 各営業(支)所で月1回会議を開催する
4. プロジェクト会議	会社側、組合側が事故防止、お客様接遇の向上について分析や防止対策の協議する。	毎月 1 回	会社4名・労働組合4名出席(本社会議室)
5. 安全輸送総点検	安全統括管理者が計画の実施状況をチェックする 早朝点呼立会い・街頭査察・添乗査察	必要に応じ随時	全役員、管理職により交通安全運動期間に実施する
6. 内部監査の実施	安全統括管理者が実施状況をチェックする	年 2 回	平成23年6月・12月実施(堅田営業所、安曇川支所)
7. その他	社達の発行・社内報の発行	年 4 回	春・夏・秋・年末年始の交通安全運動にあわせて
	所長達示の発行	必要に応じ随時	事故発生(他社の重大事故含む)の状況告知

平成22年度 実施・実績報告書

スローガン 輸送の安全はお客様サービスの第一歩

【別紙B】

重点目標	計画・方策	実施内容・実績等	実施時期・その他
1. 連続無事故記録(重大事故)の継続	ヒヤリハット運動の展開により、安全意識の向上に努める	・乗務員にヒヤリハット体験報告や助役、兼務助役による添乗指導	・年間4回実施、所長、助役及び兼務助役が報告書提出
	管理・監督職による添乗	・助役、兼務助役による添乗指導	・年間4回の交通安全運動期間及び毎日の点呼時注意喚起を実施し無事故記録を継続中
	車内転倒事故の撲滅(車内告知の徹底)	・出庫点呼時及び個人指導でマイク活用の徹底	
2. 有責事故件数の削減	平成21年度事故発生件数(21件)の6件削減、21年度全事故件数31件。内有責事故21件(大津支所6件含む)内、大津支所6件を3件に、堅田(営)車内事故5件を3件に削減	・点呼執行時及び年4回のグループ教習時(所内に削減目標掲示) ・大津支所は6件から2件削減出来た、堅田(営)の車内事故は前年度5件から1件に削減出来た	・22年度の有責事故は、16件発生で対前年5件削減出来たが、削減目標(6件)は達成出来なかった
	誤運行防止(堅田営業所出庫タイマーの設置)	・点呼時スタッフの確認及び中間出庫時のチェック	・年間通じて
3. アイドリングストップの徹底	ISOによる啓蒙教育を通じて、公共交通機関に従事する責務を認識させる	・出庫点呼時及び交通安全期間中全乗務員に指導教育	・毎日の点呼時及び年4回交通安全期間中(春・夏・秋・年末) ・新規採用運転士の教習時
4. お客様の視点に立った接遇の実施	接遇教育を通じて、安全輸送の重要性を認識させる	・バス協会主催の接遇研修会に参加 ・交通安全期間中全乗務員に指導教育	・平成23年1月17日開催(運転士6名、事務員1名参加) ・4月、7月、9月、12月、のグループ研修時に実施
5. 飲酒運転・酒気帯び運転の発生防止	アルコール検知器の適正な運用	・出勤時及び出入庫点呼時に厳正なチェックの実施	・対面出入庫点呼時・貸切業務宿泊地から携帯メールにより送信
	乗務員の家族への「飲酒撲滅の協力お願い文」の送付	・ご家族に願い文を送付	・平成22年7月、12月に郵送
	家庭用簡易アルコール検知器支給	・新規採用者入社日	・随時支給(15個)
6. 健康に起因する事故の発生防止	アルコール検知器新機種導入	・堅田営業所、安曇川営業所に設置し飲酒、免許証のチェック	・平成23年3月より新機種(120万円)導入
	健康診断結果に基づく、要注意・観察者の日常観察の徹底	・再検診を受診させ検査結果を提出(5月44名・11月59名)	・平成22年5月・11月定期健康診断の実施
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査の実施	・受診者 40名、異状なし21名、経過観察14名、要精密5名	・平成22年10月～平成23年1月で実施
7. 安全運行に関する教育	職場安全衛生委員会の活用	・健康管理、作業手順、労働災害等の対応、栄養剤等支給	・毎月・アリナミンEX支給(7月)・ミネラルウォーター設置(7～9月)
	管理者教習	・安全運行に関する助役会の実施	・隔月及び必要に応じ実施
	助役研修	・運行管理者一般講習を受講	・平成22年9月15日・12月2日・平成23年2月3日実施(合計28名)
	外部講師による乗務員研修	・講師を招き、事故分析・事故防止対策・車内事故防止対策の講義を全乗務員が受講する	・平成23年1月20日、21日、28日、31日の4日間で8回開催
	適性診断 ナスバネット活用(平成20年度購入)	・事故対策機構による適性診断の受講	・随時受講 一般(42名) 初任(8名) 特定1(6名)
8. 重点実施項目	入社後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月乗務員カウンセリング	・所長、主席助役、運行管理助役によるカウンセリング	・随時 1ヶ月(6名) 3ヶ月(4名) 6ヶ月(5名) 12ヶ月(9名)
	親切丁寧な言葉使い ドア開閉の基本動作 車両の清掃・点検	・出庫点呼時に復唱	・年間通じて

輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

方 法	内 容	実 施 内 容	実施時期・その他
1. 課長会	全役員及び、管理職が前週分の事故について、分析と意見交換を行う	・週1回開催し、主任役員、管理職が前週発生した事故の意見交換	・毎週1回開催
		・他社の重大事故等発生時に、緊急の課長会を実施し、全社員に周知の徹底と同種事故発生時の未然防止を図る	・その都度開催
2. 業務連絡会	全役員管理職に加え係長、営業所所長、助役、整備管理者が参加し、安全輸送に対する取り組み等を協議する	・月1回開催し、役員、課長、係長、所長、助役が1ヶ月の出来事、今後の取り組み等の報告	・毎月1回開催
		・堅田営業所、安曇川営業所、大津支所の出入庫点呼時での、確認事項及び事故防止等の対策を協議	・隔月に1回開催
3. 助役会 営業所会議	課長、所長、助役が参加し、事故防止、事故の分析、再発防止の徹底を協議する 所長、助役、スタッフが参加し業務連絡会等の報告をする。	・営業所の取り組み及び事故防止等の協議	・毎月1回開催
		・労使間での議案及び事故防止対策について協議	・毎月1回開催
4. プロジェクト会議	会社側、組合側が事故防止、お客様接遇の向上について分析や防止対策の協議を行なう		
5. 安全輸送総点検	安全統括管理者が計画の実施状況をチェックする 早朝点呼立会い	・各営業所長から提出の実施計画表の確認 ・交通安全運動期間中、全役員管理職で実施	・年4回交通安全期間中に早朝点呼立会い
6. 内部監査の実施	安全統括管理者が実施状況をチェックする	・安全統括管理者及び担当者で堅田営業所、安曇川営業所の内部監査の実施	・堅田営業所(平成22年6月4日・平成22年12月2日) ・安曇川営業所(平成22年6月4日・平成22年12月3日)
7. その他	社達の発行・社内報の発行 所長達示の発行	・交通安全運動期間に合わせ社達及び社内報の発行	・春・夏・秋・年末年始の年4回発行
		・事故発生(他社の重大事故も含む)の状況告知	・随時発行